

羽生市審査請求に係る標準審理期間を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第16条の規定に基づき、審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間（以下「標準審理期間」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(標準審理期間)

第2条 市長が審査庁となるべき行政庁である場合の標準審理期間は、別表のとおりとする。

(標準審理期間を公にする方法)

第3条 前条に規定する標準審理期間は、審査庁の事務を処理する課に備え置くとともに、羽生市ホームページに掲載する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

審査請求の 対象	標準審理期間（注1）		
	審理員を指名する場合		審理員を指名 しない場合
	行政不服審査法 第43条第1項 の規定により羽 生市行政不服審 査会へ諮問する 場合	羽生市行政不服 審査会へ諮問し ない場合	
羽生市情報 公開条例 （平成13 年条例第2 号）及び羽 生市個人情報 保護条例 （平成13 年条例第3 号）の規定 による処分 及びその不 作為	—	—	5月 （注4） （注5）
その他の処 分及びその 不作為	6月 （注2）	5月 （注3）	—

注

- 1 標準審理期間には、審査請求人又は参加人の審理手続の申立ての有無その他審査庁となるべき行政庁の責めに属さない

事情によって審理に要する期間が変動する場合における当該変動の期間は含まれない。

- 2 この期間には、審査請求人、参加人又は審査庁の調査審議手続の申立ての有無その他羽生市行政不服審査会の責めに属さない事情によって同審査会の調査審議に要する期間が変動する場合における当該変動の期間は含まれない。
- 3 この期間には、行政不服審査法第43条第1項第2号に規定する議会等の議を経て裁決をする場合又は同項第3号に規定する審議会等の議を経て裁決をする場合における当該議を経るまでに要する期間は含まれない。
- 4 この期間は、羽生市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問する場合の標準審理期間である。
- 5 この期間には、審査請求人又は参加人の調査審議手続の申立ての有無その他同審査会の責めに属さない事情によって同審査会の調査審議に要する期間が変動する場合における当該変動の期間は含まれない。